事総政―２８０

令和８年１１月２日

各府省事務次官等
各外局の長　殿
各行政執行法人の長

人事院事務総長

防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（通知）

防災庁設置法（令和８年法律第６１号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第６２号）の施行に伴い、関係人事院事務総長通知の一部をそれぞれ下記のとおり改正したので、令和８年１１月２日以降は、これによってください。

なお、同日から令和１０年１０月３１日までの間における第８項の規定による改正後の「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成２６年５月２９日人企―６６０）」規則第２条関係第３項第６号の規定の適用については、同号中「内閣府審議官」とあるのは、「内閣府審議官、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第６２号）第４１条の規定による改正前の内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第１６条の２第１項に規定する防災監」としてください。

記

１　この通知において、「次の表により改正する」とは、第３項から第８項までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

２　次項から第８項までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

３　「人事院規則８―１２（職員の任免）の運用について（平成２１年３月１８日人企―５３２）」の一部を次の表により改正する。

改　正　後	改　正　前
第７条関係 １　（略） ２　特定官職は、内部部局の課長等の官職（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁、防災庁、復興庁並びに国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０	第７条関係 １　（略） ２　特定官職は、内部部局の課長等の官職（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁、復興庁並びに国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第３条に

号）第３条に規定する国の行政機関の課長又はこれと同等以上の官職をいう。以下この項において同じ。）、内閣府設置法第１８条、第３７条、第３９条、第４０条、第４３条及び第５４条から第５７条まで（宮内庁法（昭和２２年法律第７０号）第１８条第１項において準用する場合を含む。）、宮内庁法第１６条及び第１７条第１項、デジタル庁設置法（令和３年法律第３６号）第１４条第１項、防災庁設置法（令和８年法律第６１号）第１４条及び第１５条、復興庁設置法（平成２３年法律第１２５号）第１３条第１項、第１５条第１項及び第１７条第１項並びに国家行政組織法第８条から第９条までに規定する機関等の官職であって内部部局の課長等の官職と同等のもの並びに行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。以下同	規定する国の行政機関の課長又はこれと同等以上の官職をいう。以下この項において同じ。）、内閣府設置法第１８条、第３７条、第３９条、第４０条、第４３条及び第５４条から第５７条まで（宮内庁法（昭和２２年法律第７０号）第１８条第１項において準用する場合を含む。）、宮内庁法第１６条及び第１７条第１項、デジタル庁設置法（令和３年法律第３６号）第１４条第１項、復興庁設置法（平成２３年法律第１２５号）第１３条第１項、第１５条第１項及び第１７条第１項並びに国家行政組織法第８条から第９条までに規定する機関等の官職であって内部部局の課長等の官職と同等のもの並びに行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の官職であって内部部局の課長等の官職とその職務と責任が類似

じ。）の官職であって内部部局の課長等の官職とその職務と責任が類似すると認められるもののうち、次項に規定する段階の区分に応じ、人事院事務総長が指定するものとする。	すると認められるもののうち、次項に規定する段階の区分に応じ、人事院事務総長が指定するものとする。
３　（略）	３　（略）
第９条関係	第９条関係
１～４　（略）	１～４　（略）
５　この条の第４項の「これに準ずる組織として人事院が定めるもの」は、会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第４９条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁、防災庁、復興庁並びに国家行政組織法第３条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、次に掲げるもの以外のものとする。	５　この条の第４項の「これに準ずる組織として人事院が定めるもの」は、会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第４９条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁、復興庁並びに国家行政組織法第３条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、次に掲げるもの以外のものとする。
⑴　内閣府設置法第３９条及び第５５条並びに宮内庁法第１６条第２項の機関、防災庁設置法第１５条及び国家行政組織法第８条の２の施設等機関並びに人事院事務総局に置か	⑴　内閣府設置法第３９条及び第５５条並びに宮内庁法第１６条第２項の機関、国家行政組織法第８条の２の施設等機関並びに人事院事務総局に置かれるこれらに類する組織

れるこれらに類する組織	
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
６～１０　（略）	６～１０　（略）
第４８条関係	第４８条関係
１　この条の第１項の「これらに準ずる非常勤官職」とは、内閣府設置法第１８条の重要政策に関する会議又は同法第３７条若しくは第５４条の審議会等、宮内庁法第１６条第１項の機関、防災庁設置法第１４条の中央防災会議、復興庁設置法第１５条第１項の復興推進委員会若しくは国家行政組織法第８条の審議会等の非常勤官職とその性格、職務の内容、勤務条件等が極めて類似している諮問的又は調査的な非常勤官職をいう。	１　この条の第１項の「これらに準ずる非常勤官職」とは、内閣府設置法第１８条の重要政策に関する会議又は同法第３７条若しくは第５４条の審議会等、宮内庁法第１６条第１項の機関、復興庁設置法第１５条第１項の復興推進委員会若しくは国家行政組織法第８条の審議会等の非常勤官職とその性格、職務の内容、勤務条件等が極めて類似している諮問的又は調査的な非常勤官職をいう。
２～４　（略）	２～４　（略）

４　給実甲第１３１９号（在宅勤務等手当の運用について）の一部を次の表により改正する。

改　正　後	改　正　前
給与法第１２条の３関係	給与法第１２条の３関係
１　（略）	１　（略）
２　前項の規定にかかわらず、職員が府省等（会計検査院、人事	２　前項の規定にかかわらず、職員が府省等（会計検査院、人事

院、内閣官房、内閣法制局、各府省並びにデジタル庁、防災庁及び復興庁、宮内庁並びに内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項及び第２項に規定する各機関並びに各外局（同条第１項に規定する機関を除く。）をいう。）を異にする異動をした場合の一の期間は、当該異動をした日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了するものとする。	院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び復興庁、宮内庁並びに内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項及び第２項に規定する各機関並びに各外局（同条第１項に規定する機関を除く。）をいう。）を異にする異動をした場合の一の期間は、当該異動をした日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了するものとする。
３　（略）	３　（略）

５　給実甲第１３８５号（行政職俸給表㈠７級以上の級等の適用を受ける職員の職務の級及び号俸の決定について）の一部を次の表により改正する。

改　正　後	改　正　前
第１　行政職俸給表㈠７級以上の級等に決定する際の「人事院が定める要件」について １　行政職俸給表㈠７級以上の級、専門行政職俸給表５級以上の級、税務職俸給表７級以上の級、公安職俸給表㈠８級以上の級又は公安職俸給表㈡７級以上	第１　行政職俸給表㈠７級以上の級等に決定する際の「人事院が定める要件」について １　行政職俸給表㈠７級以上の級、専門行政職俸給表５級以上の級、税務職俸給表７級以上の級、公安職俸給表㈠８級以上の級又は公安職俸給表㈡７級以上

の級（以下「行政職俸給表㈠７級以上の級等」という。）に決定される職員に係る人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）第２０条第１項後段（第１１条第１項後段及び第２５条後段において準用する場合を含む。）の「人事院が定める要件」は、別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当することとする。ただし、次項から第４項までの規定に該当する場合については、この限りでない。	の級（以下「行政職俸給表㈠７級以上の級等」という。）に決定される職員に係る人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）第２０条第１項後段（第１１条第１項後段及び第２５条後段において準用する場合を含む。）の「人事院が定める要件」は、別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当することとする。ただし、次項から第４項までの規定に該当する場合については、この限りでない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　臨時的に置かれる官職のうち、次のイからハまでに掲げる職務の級の区分に応じ、当該イからハまでに定める官職を占めていること。	三　臨時的に置かれる官職のうち、次のイからハまでに掲げる職務の級の区分に応じ、当該イからハまでに定める官職を占めていること。
イ　行政職俸給表㈠９級　内閣官房に置かれる内閣参事官又は内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、防災庁若しくは復興庁の組織に置か	イ　行政職俸給表㈠９級　内閣官房に置かれる内閣参事官又は内閣府、こども家庭庁、デジタル庁若しくは復興庁の組織に置かれる参事

れる参事官を併任によって占めるために置かれる官職 ロ　行政職俸給表㈠８級　イに掲げる官職又は内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、防災庁若しくは復興庁の組織に置かれる企画官を併任によって占めるために置かれる官職 ハ　行政職俸給表㈠７級　内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、防災庁又は復興庁の組織に置かれる企画官を併任によって占めるために置かれる官職 ２～４　（略）	官を併任によって占めるために置かれる官職 ロ　行政職俸給表㈠８級　イに掲げる官職又は内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁若しくは復興庁の組織に置かれる企画官を併任によって占めるために置かれる官職 ハ　行政職俸給表㈠７級　内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁又は復興庁の組織に置かれる企画官を併任によって占めるために置かれる官職 ２～４　（略）

6　「人事院規則１０―４（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和６２年１２月２５日職福―６９１）」の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
別表第１　健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分	別表第１　健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分

省庁	組織区分
（略）	（略）
デジタル庁	本庁
防災庁	本庁
（略）	（略）

省庁	組織区分
（略）	（略）
デジタル庁	本庁
（略）	（略）

備考　１・２　（略）	備考　１・２　（略）

7　「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成６年７月２７日職職―３２８）」の一部を次の表により改正する。

改　正　後	改　正　前
第１０　宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係 １～７　（略） ８　職員が府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省並びにデジタル庁、防災庁及び復興庁、宮内庁並びに内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項及び第２項に規定する各機関並びに各外局（同条第１項に規定する機関を除く。）をいう。第１０項⑵イにおいて同じ。）を異にする異動をした場合においては、規則第１６条の２の２第１項第１号イ⑴並びに第２号イ及びハ並びにこの通知の第１０の第１０項⑴ア及びイ並びに⑵アの規定の適用に係る当該異動の前後の超過勤務の時間を通算して算定するものとする。	第１０　宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係 １～７　（略） ８　職員が府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び復興庁、宮内庁並びに内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項及び第２項に規定する各機関並びに各外局（同条第１項に規定する機関を除く。）をいう。第１０項⑵イにおいて同じ。）を異にする異動をした場合においては、規則第１６条の２の２第１項第１号イ⑴並びに第２号イ及びハ並びにこの通知の第１０の第１０項⑴ア及びイ並びに⑵アの規定の適用に係る当該異動の前後の超過勤務の時間を通算して算定するものとする。

９～２３　（略）	９～２３　（略）

８　「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成２６年５月２９日人企―６６０）」の一部を次の表により改正する。

改　正　後	改　正　前
規則第２条関係	規則第２条関係
１・２　（略）	１・２　（略）
３　この条の第２項第３号の人事院が定める官職は、次に掲げるものとする。	３　この条の第２項第３号の人事院が定める官職は、次に掲げるものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第１７条第１項に規定する職、同条第５項に規定する局長、同条第６項に規定する官房の長、同法第６１条第１項に規定する次長、同条第２項に規定する職、同法第６２条第１項に規定する職、同法第６３条第１項に規定する事務局長及び局長並びに同条第２項に規定する官房の長並びに国際平和協力本部事務局長	六　内閣府の事務次官、内閣府審議官、防災監、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第１７条第１項に規定する職、同条第５項に規定する局長、同条第６項に規定する官房の長、同法第６１条第１項に規定する次長、同条第２項に規定する職、同法第６２条第１項に規定する職、同法第６３条第１項に規定する事務局長及び局長並びに同条第２項に規定する官房の長並びに国際平和協力本部事務局長
七～十三　（略）	七～十三　（略）
十四　防災庁の事務次官及び統	（新設）

括官 十五～二十　（略） ４　この条の第２項第５号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。 一～十七　（略） 十八　防災庁の統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織 十九～二十三　（略） 規則第８条関係 この条の規定は、国の機関等（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁及び各省並びに宮内庁及び各外局並びに各行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。以下同じ。）を単位として適用するものとする。	十四～十九　（略） ４　この条の第２項第５号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。 一～十七　（略） （新設） 十八～二十二　（略） 規則第８条関係 この条の規定は、国の機関等（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁及び各省並びに宮内庁及び各外局並びに各行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。以下同じ。）を単位として適用するものとする。

以　　上